

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスに関する相談窓口

担当介護支援専門員 伊 藤 亜 津 子

連絡先 TEL：0977-23-7202 FAX：0977-23-7996

受付時間 午前8時30分～午後5時00分

2. 事業所の概要

(1) 指定居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	大分県厚生農業協同組合連合会（大分県厚生連）
代表者氏名	代表理事理事長 垣 迫 秀 明
本社所在地 及び連絡先	大分県別府市緑丘町12番1号 TEL:0977-23-7465
法人設立年月日	昭和23年8月

(2) 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所

① 事業所の所在地等

事業所名称	大分県厚生連介護保険支援センターつるみ
介護保険指定 事業所番号	4470204043
事業所所在地 及び連絡先	大分県別府市緑丘町11番27号 大分県厚生連総合福祉センター1階 TEL:0977-23-7202 FAX:0977-23-7996
事業所の通常の 事業の実施地域	別府市内

② 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始(12/30～1/3)を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時00分

③ 事業所の職員体制

管理者	伊 藤 亜 津 子 （主任介護支援専門員）
-----	-----------------------

職	職務内容	人員数
管理者	ア 従業者の管理および利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 イ 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名 (介護支援専門員)

介護支援 専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 1 名 (管理者と兼務)
事務職員	介護給付費等の請求事務および通信連絡事務等を行います。	1 名 以上 (老健と兼務)

3. 事業の目的および運営の方針

(1) 事業の目的

要介護または要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、自立した日常生活を営むことができるよう適正なサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目指します。
- ② 利用者の生活環境を考慮したうえで利用者および利用者家族の意向を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ サービスの提供が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立な運営を行います。
- ④ 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との円滑な連携に努めます。

4. 利用料金

(1) 利用料（抜粋）

サービスの内容		利用料金	自己負担
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護1, 2	1, 086単位/月	0円
	要介護3, 4, 5	1, 411単位/月	
初回加算		300単位/回	
入院時情報連携加算（Ⅰ） （入院日当日に情報提供）		250単位/月	
入院時情報連携加算（Ⅱ） （入院後3日以内に情報提供）		200単位/月 600単位/回	
退院・退所加算	カンファレンス有 1回目		
	カンファレンス有 2回目	750単位/回	
	カンファレンス有 3回目	900単位/回	
	カンファレンス無 1回目	450単位/回	
	カンファレンス無 2回目	600単位/回	
通院時情報連携加算		50単位/月	
特定事業所加算（Ⅲ）		323単位/月	
ターミナルケアマネジメント加算		400単位/月	

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合にサービスに応じて利用料金をお支払いいただく場合があります。その際は、当事業所からサービス

提供証明書を発行いたします。保険料の納付等を行った後にこのサービス提供証明書を市役所の窓口に提出することで、払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

2(2)①の「事業所の通常の事業の実施地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費（実施地域の境界から片道距離1kmにつき30円）が必要となります。

(3) その他

利用料金が発生する場合、月ごとの精算とし毎月10日頃までに前月分の請求書を発行いたしますので同月末日までにお支払いいただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

担当の介護支援専門員がご自宅へ訪問し、契約を締結した後にサービスの提供を開始します。

(2) サービスの利用終了

① 利用者のご都合によるサービスの終了

サービスの終了を希望する場合は、文書による申し出によりいつでも終了（解約）できます。

② 事業所の都合によるサービスの終了

事業の廃止などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方いずれからの通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が死亡した場合

④ その他

- ・ 利用者やその家族等が、事業所や担当の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書による通知をするとともに即座にサービスを終了いたします。
- ・ 利用者の要介護認定区分が要支援1または要支援2となった場合は、「予防給付」となり当事業所での居宅サービス計画が作成できませんので、市町村が設置する「地域包括支援センター」に引き継ぎます。

(3) サービス利用にあたっての留意事項

① 介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間等）や、被保険者の住所などに変更が生じた場合は、速やかに担当の介護支援専門員にお知らせください。

② サービス提供期間中に入院をされた場合は、入院先の医療機関に担当の介護支援専門員名を伝えるとともに事業所に速やかにご連絡ください。必要に応

じて当該医療機関にご自宅での情報を提供させていただきます。

6. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、虐待の防止、虐待の早期発見・早期対応に努め、権利利益の擁護に資するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための指針を整備します。
- ② 虐待防止推進のための委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ③ 虐待防止を啓発するための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待等に対する「相談窓口」を設置します。
- ⑤ サービス提供中に、担当の介護支援専門員または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するとともに必要な処置を講じます。

7. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村および利用者の家族等に連絡を行うとともに、適切な措置を講じます。

8. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者および利用者の家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの行為や事由が生じた場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ① 事業所や担当の介護支援専門員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどのハラスメント行為
- ③ 担当介護支援専門員の写真や動画の撮影、録音などを無断で記録すること
- ④ 担当介護支援専門員の個人情報や画像等を無断でSNS等に掲載すること

9. 苦情申立・虐待相談窓口

窓 口：大分県厚生連介護保険支援センターつるみ

TEL：0977-23-7202 FAX：0977-23-7996

担当者：伊 藤 亜 津 子

営業時間：8時30分から17時00分

行 政：別府市高齢者福祉課高齢者福祉係

〒874-8511 別府市上野口町1番15号（市庁舎1F）

TEL：0977-21-1442 Eメール：epw-hw@city.beppu.lg.jp

地域包括センター	住所	電話番号
別府市青山・東山 地域包括支援センター	別府市鶴見6組1	0977-73-8989
別府市中部 地域包括支援センター	別府市石垣東1丁目9番20号 テラス石垣1階	0977-76-5866

別府市鶴見台 地域包括支援センター	別府市石垣西 10 丁目 9-13 豊ビル 102	0977-25-7722
別府市朝日 地域包括支援センター	別府市大畑 2-1 飛鳥ビル 1 階	0977-85-8088
別府市山の手 地域包括支援センター	別府市山の手町 2 番 17 号	0977-23-5582
別府市北部 地域包括支援センター	別府市亀川中央町 20 番 29 号 別府王子ハイツ	0977-66-8844
別府市浜脇 地域包括支援センター	浜脇 1 丁目 8-5 浜脇高層店舗 B	0977-25-6811

10. 個人情報の保護と守秘義務

- (1) 事業者は、利用者又は利用者家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者または利用者家族の個人情報は、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しません。外部への情報提供については、利用者又は利用者家族の同意をあらかじめ書面により得るものとします。
- (3) 事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らしません。

附 則

この重要事項説明書は、令和 7 年 11 月 1 日より施行する。